

令和 8 年度水郷筑波広域レンタサイクルオペレーションセンター業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度水郷筑波広域レンタサイクルオペレーションセンター業務委託

2 業務の目的

- ・市町村域を越えて貸出・返却が可能な広域型のレンタサイクル事業を実施し、公共交通機関等を利用して、手ぶらで、気軽にサイクリングができる環境を整備することで、広域レンタサイクルを観光ツールとして提案し、つくば霞ヶ浦りんりんロードだけでなく街中を巡ることによって、交流人口の拡大や稼げる地域づくりにつなげる。
- ・本業務は、当レンタサイクル事業の実施に係るオペレーションセンター業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

①オペレーションセンター業務

現在広域レンタサイクルで貸出を行っている164台※（現委託先で保管中）について、下記業務を行う。※台数は処分又は購入により増減の可能性がある。

- ・事前予約の受付（既存予約システムによる受付のほか、専用フォーム・メール等による団体予約等の対応）及び問合せ対応
- ・事前予約に基づく自転車の配置、返却された自転車の回収及び再配置（（3）②の各施設への配置、回収及び再配置）
- ・回収（返却）した自転車の点検・整備（点検項目：車体状況（損傷等の有無）、タイヤの空気圧、ブレーキの効き具合、チェーンの回転具合、ライトの照度等）
- ・自転車の貸出状況の管理・実績集計
なお、自転車の貸出実績については、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局へ毎月報告すること。
- ・自転車の貸出中のアクシデント（パンク等）に係る対応（現場急行含む）
- ・自転車のTSマーク登録、定期的なメンテナンスの実施（車体状況（損傷等の有無）、タイヤの空気圧、ブレーキの効き具合、チェーンの回転具合、ライトの照度等）
- ・自転車の適正な保管（保管場所の確保）

(2) 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

※受託者は、委託者と協議の上、必要に応じて休みを設けることが出来る。

(3) 実施場所

①エリア

つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の9市町

②貸出返却施設

市町（観光協会）等が運営するレンタサイクル施設等（13箇所）※

	施設	所在
1	岩瀬駅前 高砂旅館	桜川市
2	つくば駅前観光案内所	つくば市
3	りんりんスクエア土浦	土浦市
4	土浦まちかど蔵「大徳」	土浦市
5	りんりんポート土浦	土浦市
6	予科練平和記念館	阿見町
7	割烹旅館 いづみ荘	石岡市
8	かすみがうら市交流センター	かすみがうら市
9	霞ヶ浦ふれあいランド 虹の塔	行方市
10	水郷潮来観光協会（駅案内所）	潮来市
11	アートホテル鹿島セントラル	神栖市
12	筑波山ゲートパーク	つくば市
13	あみプレミアム・アウトレット	阿見町

※貸出返却施設については、施設側との調整により変更となることがある。

4 委託期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 秘密保持

- ・本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱い

- (1)本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2)受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 成果品等

(1)成果品

- ① 業務実施報告書

② ①及び記録写真の電子データ（CD，DVD等により提出）1式

※記録写真については画像データ（JPG等）にて提出すること。

(2)期限

令和9年3月31日

(3)提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6号

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局

（茨城県政策企画部スポーツ推進課内）

8 その他

(1)業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2)仕様書に定め無き事項等

- ・本業務の受託者は、下記の事項に従い業務を実施することを要する。
- ・本業務の趣旨に鑑み、必要となる一切の業務を行う。

よって、本書に明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については、要求内容に含まれるものとして、委託者の指示に従い対応すること。

- ・その他、受託者側からも積極的な提案をし、事業効果の最大化に努めること。
- ・また、本書に記載されている業務内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方協議の上、決定するものとする。ただし、協議により疑義が解決しない場合には、受託者は委託者の指示に従うこととする。